

千葉県報

号外
平成25年5月21日

主要目次

- 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
- 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

告示

千葉県告示第二百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 免許の内容たるべき事項等
- その一

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
1 公示番号 共第一号	おごりの漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	もがい漁業	"
	かき漁業	"
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	しおふき漁業	"
	ほんびのすがい漁業	"
	えむし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 4 漁場の区域 次のイ、エ、オ、カ、キ、ク及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点東四号 市川市塩浜一丁目地先の市川市公共基準点N〇、七三

その二

- 1 公示番号 共第二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 木更津市牛込地先
- 4 漁場の区域 次の基点東二十六号と基点東二十六号の一の点を結んだ線、基点東二十六号の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標紙
- 基点東二十六号の一 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）南西上端
- 基点東二十六号の二 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）北西上端
- 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標紙
- ア 基点東二十六号から一度五五分一、七〇〇メートルの点
- イ 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点
- 制限又は条件 すべて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員
- 5 制限又は条件 なし
- 6 関係地区 市川市
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
1 公示番号 共第二号	おごりの漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	もがい漁業	"
	かき漁業	"
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	おおのがい漁業	"
	しおふき漁業	"
	えむし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

- 5 制限又は条件 すべて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から十一月三十日まで

1 公示番号 共第三号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 3 漁場の位置 木更津市中島から畔戸に至る地先
 4 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標柱
 基点東二十八号 木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱
 基点東二十九号 木更津市基本基準点(二等三角点畔戸)
 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱
 ア 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点
 イ 基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点
 ウ 基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点
 エ 基点東二十九号から二六五度五五分二、七九〇メートルの点
 オ カから二四八度五五分一、一四〇メートルの点
 カ 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点
 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 5 関係地区 木更津市中島、瓜倉、畔戸及び中野
 6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 7 公示番号 共第四号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

1 公示番号 共第五号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 3 漁場の位置 木更津市久津間及び江川地先
 4 漁場の区域 次の基点東三十号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱
 基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱
 ア 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点
 イ アから二四八度五五分一、一四〇メートルの点
 ウ 基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点
 エ 基点東三十二号から二四五度二九分三八メートルの点
 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 5 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根
 6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 7 公示番号 共第五号

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
3 漁場の位置 木更津市中里地先	雑魚すだて漁業		三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	おごり漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱	もがい漁業	もがい漁業	
基点東三十三号 木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱	かき漁業	かき漁業	
ア 基点東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点	はまぐり漁業	はまぐり漁業	
イ 基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点	あさり漁業	あさり漁業	
ウ 基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点	ほかがい漁業	ほかがい漁業	
エ 基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点	おおのがい漁業	おおのがい漁業	
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	しおぶき漁業	しおぶき漁業	
6 関係地区 木更津市中里	えむし漁業	えむし漁業	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	雑魚すだて漁業		三月一日から八月三十一日まで
その六			
1 公示番号 共第六号			
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
3 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先			
4 漁場の区域 次の基点東三十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域			
基点東三十三号 木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱			
基点東三十四号 木更津市木更津港の中の島大橋南側防波堤に設置した標柱			
ア 基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点			
イ 基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点			

第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
ウ 基点東三十四号から二五六度二四分二、三四八メートルの点	雑魚固定式さし網漁業		一月一日から十二月三十一日まで
エ 基点東三十四号から二五六度二四分一、四〇八メートルの点			
オ 基点東三十四号から二五三度二八分一、一八八メートルの点			
カ 基点東三十四号から二八九度一分二九八メートルの点			
キ オとカを結ぶ延長線上で木更津港旧軍用北防波堤中心線と交差する点			
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。			
6 関係地区 木更津市吾妻、木更津及び貝淵			
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その七			
1 公示番号 共第七号			
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
3 漁場の位置 木更津市地先			
4 漁場の区域 次の基点東二十六号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域			
基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標柱			
基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標柱			
基点東二十八号 木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱			
基点東二十九号 木更津市基本基準点(二等三角点畔戸)			
基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱			
基点東三十四号 木更津市木更津港の中の島大橋南側防波堤に設置した標柱			
ア 基点東二十六号から一度五五分二、六一〇メートルの点			
イ 基点東二十七号から三〇七度四〇分二、七四〇メートルの点			
ウ 基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点			
エ 基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点			
オ 基点東三十二号から二六一度一七分三、七一〇メートルの点			
カ 基点東三十四号から二六三度一分四、五六四メートルの点			
キ 基点東三十四号から二五六度二四分二、三八三メートルの点			
ク 基点東三十四号から二五六度二四分一、七三八メートルの点			
ケ 基点東三十四号から三四度四一分九〇一メートルの点			
5 制限又は条件 なし			
6 関係地区 木更津市			
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			

その八	
1 公示番号 共第八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類、名称、時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 みるくい漁業 なみがい漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 おおのがい漁業 なまこ漁業 えむし漁業
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業 えむし漁業
3 漁場の位置 富津市富津地先	三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びクケの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに基点東四十五号の四とコとの点を結んだ線とによって囲まれた区域	
基点東四十三号 富津市富津港東防波堤灯台	
基点東四十五号の四 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱	
ア 基点東四十三号から三三六度三六分八二三メートルの点	
イ 基点東四十三号から九度三六分一、一〇四メートルの点	
ウ 基点東四十三号から三四三度三二分、六五四メートルの点	
エ 基点東四十三号から三五二度二七分三、二二九メートルの点	
オ 基点東四十三号から三五一度五七分三、四二九メートルの点	
カ 基点東四十三号から三四九度一六分四、五九四メートルの点	
キ カから三二六度三五分一、一四三メートルの点	
ク ケから三四〇度二、六〇〇メートルの点	
ケ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分五・〇秒の点	
コ 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分四・〇秒の点	
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	

その九	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 共第九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類、名称、時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 みるくい漁業 なみがい漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 おおのがい漁業 えむし漁業
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業 ひらめ固定式さし網 きす固定式さし網 こち固定式さし網 かに固定式さし網
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業
3 漁場の位置 富津市富津地先	三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、イ、ウ、エ及び基点南一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	一月一日から十二月三十一日まで
基点東四十五号の四 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱	
基点南一号 富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱	
ア 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分一四・〇秒の点	
イ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分五・〇秒の点	
ウ イから一四五度一〇分三、三三〇メートルの点	
エ 基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点	
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 共第十号	

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	にし漁業	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ほかがい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	" " " " "
第三種共同漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	" " " " "
	あじ地びき網漁業			一月一日から十二月三十一日まで
<p>3 漁場の位置 富津市川名及び篠部地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点南一号 富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱</p> <p>基点南二号 富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点</p> <p>イ 基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>5 関係地区 富津市川名及び篠部</p> <p>6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十一</p> <p>1 公示番号 共第十一号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>				
第一種共同漁業	はじめ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	四月一日から十月三十一日まで
第一種共同漁業	ばい漁業	ばい漁業	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	にし漁業	あさり漁業	あさり漁業	" " " " "
第一種共同漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	" " " " "
	みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	" " " " "
第一種共同漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	" " " " "
	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	" " " " "
第一種共同漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	" " " " "
	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	" " " " "

第二種共同漁業		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
<p>3 漁場の位置 富津市千種新田から笹毛に至る地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南二号、ア、イ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点南二号 富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱</p> <p>基点南七号 富津市笹毛と同市千種新田との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点</p> <p>イ 基点南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>5 関係地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛</p> <p>6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十二</p> <p>1 公示番号 共第十二号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>				
第一種共同漁業	はじめ漁業	わかめ漁業	わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	ひじき漁業	ひじき漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	四月一日から十月三十一日まで
第一種共同漁業	あわび漁業	あわび漁業	あわび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	とこぶし漁業	とこぶし漁業	四月一日から九月十五日まで
第一種共同漁業	さざえ漁業	さざえ漁業	さざえ漁業	四月一日から八月十五日まで
	ばていら漁業	ばていら漁業	ばていら漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	はまぐり漁業	はまぐり漁業	" " " " "
第一種共同漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	" " " " "
	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	" " " " "
第一種共同漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	" " " " "
	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	" " " " "
第一種共同漁業	いせえび漁業	いせえび漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	うに漁業	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	" " " " "
	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	" " " " "

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	" "
	いわのり漁業	" "
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	" "
	つのみた漁業	" "
	とさかのり漁業	" "
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばていら漁業	" "
	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	" "
	えむし漁業	" "

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	" "
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	" "
	つのみた漁業	" "
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばていら漁業	" "
	ぼかがい漁業	" "
	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	" "
	えむし漁業	" "

1 公示番号 共第十五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5 制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 関係地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十五

基点南十八号 富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱

基点南十九号 安房郡鋸南町元名と同町保田との境界付近に設置した標柱

基点南二十一号 安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱

ア 基点南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点

イ 基点南十九号から二六八度一、五〇〇メートルの点

ウ エから二六四度四五・五メートルの点

エ 基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点

オ 基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点

1 公示番号 共第十六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5 制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 関係地区 安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐久間及び岩井袋

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十六

基点南二十一号 安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱

基点南二十三号 安房郡鋸南町岩井袋字西ノ崎に設置した標柱

基点南二十五号 安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱

ア 基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点

イ アから二六四度四五・五メートルの点

ウ 基点南二十三号から二六四度一、五〇〇メートルの点

エ 基点南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点

オ 基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	南房総市久枝から小浦に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南二十五号、ア、イ、ウ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点南二十五号	安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱	
基点南二十七号	南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱	
ア	基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点	
イ	基点南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点	
ウ	基点南二十七号から二七三度四九分一、五〇〇メートルの点	
5 制限又は条件	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十七		
1 公示番号	共第十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
網漁業	くるまえばい固定式さし	一月一日から十二月三十一日まで
	かに固定式さし網漁業	"
	かます固定式さし網漁業	"
	いなだ固定式さし網漁業	"
	ひらめ固定式さし網漁業	"
3 漁場の位置	安房郡鋸南町から南房総市小浦に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点南十八号	富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱	
基点南十九号	安房郡鋸南町元名と同町保田との境界付近に設置した標柱	
基点南二十一号	安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱	

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業		
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	"
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	"
	つのもた漁業	"
	とさかのり漁業	"
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	はていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	ばい漁業	"
	たこ漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
1 公示番号	共第十八号	
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	安房郡鋸南町並びに南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十八		
基点南二十三号	安房郡鋸南町岩井袋字西ノ崎に設置した標柱	
基点南二十五号	安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱	
基点南二十七号	南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱	
ア	基点南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点	
イ	基点南十九号から二六八度二、〇〇〇メートルの点	
ウ	基点南二十一号から二九四度二八分二、〇〇〇メートルの点	
エ	基点南二十三号から二六四度二、〇〇〇メートルの点	
オ	基点南二十五号から二三七度五六分二、〇〇〇メートルの点	
カ	基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点	

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	いなだ固定式さし網漁業	いなだ固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	ひらめ固定式さし網漁業	ひらめ固定式さし網漁業	〃

オ 基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点
カ 基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点
キ 基点南五十一号から二一五度二、〇〇〇メートルの点
ク 基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点
制限又は条件 なし

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間、坂田、洲崎、西川名及び伊戸
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十二

1 公示番号 共第二十二号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 館山市香から坂田に至る地先
4 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点南四十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱
基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱
基点南四十六号 館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱
基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱
ア 基点南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点
イ 基点南四十四号から三五四度二、〇〇〇メートルの点
ウ 基点南四十六号から三五四度二、〇〇〇メートルの点
エ 基点南四十八号から三五四度二、〇〇〇メートルの点
制限又は条件 なし

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間及び坂田
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十三

1 公示番号 共第二十三号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
あじ小型定置漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 館山市香沖合(沖の島沖合)
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ

第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	あじ小型定置漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

た区域
基点南四十二号 館山市香地先突堤
ア 基点南四十二号から二一度三〇分一、二八五メートルの点
イ 基点南四十二号から二度三〇分一、一六〇メートルの点
ウ 基点南四十二号から〇度一、七一〇メートルの点
エ 基点南四十二号から一三度三〇分一、八四五メートルの点
制限又は条件 なし

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十四

1 公示番号 共第二十四号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 館山市香から見物に至る地先
4 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱
基点南四十二号 館山市香地先突堤
基点南四十三号 館山市浜田宇珊瑚亀岩に設置した標柱
基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱
ア 基点南四十一号から三五四度一、〇〇〇メートルの点
イ 基点南四十二号から〇度一、〇〇〇メートルの点
ウ 基点南四十二号から〇度三〇〇メートルの点
エ 基点南四十三号から二〇度三〇分八〇〇メートルの点
オ 基点南四十三号から四五度六〇〇メートルの点
カ 基点南四十三号から三三六度三〇分三五〇メートルの点
キ 基点南四十三号から三三六度三〇分七〇〇メートルの点
ク 基点南四十四号から二六度九五〇メートルの点
ケ 基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点
制限又は条件 漁具の設置統数は、五箇統以内とする。

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十五

1 公示番号 共第二十五号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市浜田沖合	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十三号 館山市浜田字珊瑚岩に設置した標柱 ア 基点南四十三号から四五度六〇〇メートルの点 イ 基点南四十三号から一度一、三五〇メートルの点 ウ 基点南四十三号から三三六度三〇分一、三五〇メートルの点 エ 基点南四十三号から三三六度三〇分三五〇メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十六		
1 公示番号	共第二十六号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市見物地先	
4 漁場の区域	次の基点南四十四号、ア、イ、ウ及び基点南四十四号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱 ア 基点南四十四号から三五四度一、〇〇〇メートルの点 イ 基点南四十四号から二一度三〇分一、一二〇メートルの点 ウ 基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市香、塩見、浜田及び見物	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十七		
1 公示番号	共第二十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市波左間地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	

漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市洲崎地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十五号 館山市波左間字和田地先に設置した標柱 ア 基点南四十五号から八四度三一五メートルの点 イ 基点南四十五号から一五度八八〇メートルの点 ウ 基点南四十五号から三三三度八八〇メートルの点 エ 基点南四十五号から二六四度三一五メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市波左間	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十八		
1 公示番号	共第二十八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市坂田地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十七号 館山市坂田字油入立島黒岩に設置した標柱 ア 基点南四十七号から二六四度三八〇メートルの点 イ 基点南四十七号から三三六度八一〇メートルの点 ウ 基点南四十七号から七度七四〇メートルの点 エ 基点南四十七号から四五度二二五メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市坂田	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十九		
1 公示番号	共第二十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市洲崎地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱 ア 基点南四十八号から二九四度三四五メートルの点 イ 基点南四十八号から三三六度一、〇三五メートルの点		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いなだ固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	すずき固定式さし網漁業	"
	いさぎ固定式さし網漁業	"
	ひらめ固定式さし網漁業	"

3 漁場の位置 館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南四十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱

基点南四十九号 館山市洲崎灯台中心点

基点南五十号 館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱

基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱

基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱

基点南五十六号 南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標柱

基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱

ア 基点南五十三号の一から一七〇度五・二メートルの点

イ アから二二六度二、三〇〇メートルの点

ウ 基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点

エ 基点南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点

オ 基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点

カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点

キ 基点南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点

ク 基点南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点

ケ 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

6 関係地区 南房総市白浜町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十七

1 公示番号 共第三十七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	"
	いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かじめ漁業	"
	ひじき漁業	"
	おにくさ漁業	"
	とりあし漁業	"
	どらくさ漁業	"
	つのまた漁業	"
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	ささえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	七月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	"
	かき漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	"
	えむし漁業	"

基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱

ア 基点南四十八号から三五四度二、〇〇〇メートルの点

イ 基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点

ウ 基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点

エ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点

オ 基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点

カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点

キ 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

6 関係地区 館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十八

1 公示番号 共第三十八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業		一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	鴨川市磯村から東町に至る地先		
4 漁場の区域	次の基点南六十九号、ア及び基点南七十号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	基点南六十九号 鴨川市磯村下魚見場に設置した標柱		
	基点南七十号の二 鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央		
	ア 基点南七十号の二から一五四度一、〇〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。		
6 関係地区	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その四十三	その四十三		
1 公示番号	共第四十三号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業			一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	鴨川市東町地先		
4 漁場の区域	次の基点南七十号の二、ア、イ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	基点南七十号の二 鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央		
	基点南七十一号 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱		
	ア 基点南七十号の二から一五四度一、〇〇〇メートルの点		
	イ 基点南七十一号から一八九度一、〇〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし		
6 関係地区	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場、東町、浜荻及び天津		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その四十四	その四十四		
1 公示番号	共第四十四号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	あおのり漁業 はばのり漁業 わかめ漁業	漁業の名称	漁業の時期
漁業の種類			九月一日から翌年五月三十一日まで

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期															
いわのり漁業	かじめ漁業	ひじき漁業	おにくさ漁業	とらあし漁業	どらくさ漁業	つのもた漁業	ほんだわら漁業	てんぐさ漁業	あわび漁業	とこぶし漁業	さざえ漁業	ばていら漁業	いせえび漁業	なまこ漁業	うに漁業	えむし漁業	あじ地びき網漁業	
																		一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	あじ地びき網漁業																	
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業																	
3 漁場の位置	鴨川市浜荻から内浦に至る地先																	
4 漁場の区域	次の基点南七十一号、ア、イ、ウ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の二、(ア)、(イ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域																	
	基点南七十一号 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱																	
	基点南七十二号 鴨川市天津と同市内浦との境界付近に設置した標柱																	
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱)																	
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦二番地に設置した標柱(第二標柱)																	
	基点南七十二号の三 鴨川市内浦字青浦一番地に設置した標柱(第三標柱)																	
	基点南七十三号 鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱																	
	ア 基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点																	
	イ 基点南七十二号から一七四度一、二〇〇メートルの点																	
	ウ 基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点																	
(ア) 基点南七十二号の二から一八九度三〇分(磁針方位による。)	一四二メートルの点																	
(イ) 基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による。)	一三五メートルの点																	

第二種共同漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	すずき小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	いすみ市地先	
4 漁場の区域	次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
5 制限又は条件	(一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号	共第五十二号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
3 漁場の位置	いすみ市地先	
4 漁場の区域	次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
5 制限又は条件	(一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号	共第五十二号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称

第一種共同漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	すずき小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	いすみ市地先	
4 漁場の区域	次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
5 制限又は条件	(一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号	共第五十三号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
3 漁場の位置	いすみ市地先	
4 漁場の区域	次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
5 制限又は条件	(一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号	共第五十三号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	大網白里市地先	
4 漁場の区域	次の基点北五号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北五号	長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北五号から一九度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ ウから一二三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 北緯三五度二九分五三・六秒、東経一四〇度二五分四九・四秒の点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	大網白里市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十五		
1 公示番号	共第五十五号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡九十九里町地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及び基点北八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
ア 北緯三五度二九分五三・六秒、東経一四〇度二五分四九・四秒の点		
イ アから一二三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ オから一二八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
オ 北緯三五度三一分一三・七秒、東経一四〇度二六分四〇・二秒の点		
5 制限又は条件	片貝漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	
6 関係地区	山武郡九十九里町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十六		
1 公示番号	共第五十六号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市本須賀から木戸に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北八号、ア、イ及び基点北九号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
基点北九号	山武市木戸と山武市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
イ 基点北九号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼ホ	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十八		
1 公示番号	共第五十八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市蓮沼平から蓮沼ホに至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北九号、ア、イ及び基点北十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北九号	山武市木戸と山武市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
基点北十号	山武市と山武郡横芝光町との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北九号から一三三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼ホ	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十七		
1 公示番号	共第五十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松及び木戸	
4 漁場の区域	次の基点北八号、ア、イ及び基点北九号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
基点北九号	山武市木戸と山武市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
イ 基点北九号から一三三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松及び木戸	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十九		
1 公示番号	共第五十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業 こたまがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡横芝光町屋形地先	
4 漁場の区域	次の基点北十号、ア、イ及び基点北十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北十号	山武市と山武郡横芝光町との境界付近に設置した標柱	
基点北十一号	山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北十号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町屋形及び北清水	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十九		
1 公示番号	共第五十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業 こたまがい漁業 かき漁業 うばがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡横芝光町木戸から旭市下永井に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点北十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北十一号	山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱	
基点北十二号	匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点	
基点北十三号	旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱	
基点北十四号	旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端	
ア 基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 基点北十三号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北十四号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十一		
1 公示番号	共第六十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	旭市地先	
4 漁場の区域	次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北十二号	匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点	
基点北十三号	旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱	
基点北十四号	旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端	
ア 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
オ カから一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
カ 北緯三五度四一分五二・五秒、東経一四〇度四五分三九・九秒の点(磯見川河口中心点)		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十一		
1 公示番号	共第六十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	かき漁業 いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで 八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	旭市地先	
4 漁場の区域	次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北十二号	匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点	
基点北十三号	旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱	
基点北十四号	旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端	
ア 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
オ カから一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
カ 北緯三五度四一分五二・五秒、東経一四〇度四五分三九・九秒の点(磯見川河口中心点)		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十一		
1 公示番号	共第六十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
エ 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十		
1 公示番号	共第六十号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	かき漁業 いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで 八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	旭市地先	
4 漁場の区域	次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北十二号	匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点	
基点北十三号	旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱	
基点北十四号	旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端	
ア 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
オ カから一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点		
カ 北緯三五度四一分五二・五秒、東経一四〇度四五分三九・九秒の点(磯見川河口中心点)		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十一		
1 公示番号	共第六十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	いわのり漁業	いわのり漁業	"
	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	ひじき漁業	"
	おにくさ漁業	おにくさ漁業	"
	どらくさ漁業	どらくさ漁業	"
	ふのり漁業	ふのり漁業	"
つまた漁業	つまた漁業	"	

おにくさ漁業	おにくさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
どらくさ漁業	どらくさ漁業	"
ふのり漁業	ふのり漁業	"
つまた漁業	つまた漁業	"
あわび漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
さざえ漁業	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
かき漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	たこ漁業	"
いせえび漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

- 公示番号 共第六十二号
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- その六十二
- 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 制限又は条件 なし
- 関係地区 銚子市名洗町、犬若、外川町、長崎町、大吠崎、君ヶ浜及び海鹿島町並びに旭市飯岡、岩崎、上永井、行内、権田沼新田、三川、下永井、萩園、塙、平松、狛野、八木及び横根
- 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	さざえ漁業	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	かき漁業	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うばがい漁業	うばがい漁業	"
	たこ漁業	たこ漁業	"
	いせえび漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

- 公示番号 区第一号
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- その六十三
- 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 制限又は条件 銚子漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- 関係地区 銚子市
- 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

- 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 漁場の区域 次のイ、ウ、オ、カ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれ

<p>基点南五十二号の一 館山市相浜二六二番地地先の安房節記念碑中央点</p> <p>ア 基点南五十二号の一から〇度三一分三六〇メートルの点</p> <p>イ 基点南五十二号の一から二度三三分三八二メートルの点</p> <p>ウ 基点南五十二号の一から七度一分三三六九メートルの点</p> <p>エ 基点南五十二号の一から五度三五三分三四六メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 館山市相浜</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで</p> <p>その九十一</p> <p>1 公示番号 区第二十八号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	
<p>第一種区画漁業</p> <p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p> <p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p>	<p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>3 漁場の位置 館山市相浜地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点南五十二号の一 館山市相浜二六二番地地先の安房節記念碑中央点</p> <p>ア 基点南五十二号の一から三四二度二六分三二六メートルの点</p> <p>イ 基点南五十二号の一から三四六度五一分三三二メートルの点</p> <p>ウ 基点南五十二号の一から三四七度五二分二九九メートルの点</p> <p>エ 基点南五十二号の一から三四一度二三分二九二メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 館山市相浜</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで</p> <p>その九十一</p> <p>1 公示番号 区第二十九号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	
<p>第一種区画漁業</p> <p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p> <p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p>	<p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>3 漁場の位置 鴨川市貝渚地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点南六十九号 鴨川市磯村下魚見場に設置した標柱</p> <p>ア 基点南六十九号から四三度二二三メートルの点</p>	

<p>イ 基点南六十九号から二〇度五三分三三三メートルの点</p> <p>ウ 基点南六十九号から四度二八六メートルの点</p> <p>エ 基点南六十九号から二五度一五五メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで</p> <p>その九十二</p> <p>1 公示番号 区第三十号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	
<p>第二種区画漁業</p> <p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p> <p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p>	<p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>3 漁場の位置 勝浦市吉尾地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点南七十四号の一 勝浦市吉尾字志村九一番地地先に設置した標柱</p> <p>ア 基点南七十四号の一から一五二度一分三七メートルの点</p> <p>イ アから一七〇度二五メートルの点</p> <p>ウ イから二八度一五メートルの点</p> <p>エ ウから一六三度三〇分一四メートルの点</p> <p>オ オから二一五度九メートルの点</p> <p>カ キから二〇八度一〇メートルの点</p> <p>キ クから二〇四度二九メートルの点</p> <p>ク アから九六度四〇分五五メートルの点</p> <p>制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 勝浦市鶴原及び吉尾</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その九十三</p> <p>1 公示番号 区第三十一号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	
<p>第一種区画漁業</p> <p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p> <p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p>	<p>漁業の名称及び漁業時期</p>
<p>3 漁場の位置 勝浦市松部地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>こんぶはえなわ式養殖</p> <p>十月一日から翌年四月三十日まで</p>	

千葉県報

定例
平成30年5月11日

告 示 目 次
地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託
救急病院の認定

○ 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

○ 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定

○ 道路区域の変更(二件)

○ 道路の供用開始(二件)

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

○ 公安委員会告示

○ 千葉県風俗環境浄化協会の事務所所在地の変更
公 告

○ 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施

○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

○ 土地改良区役員就任及び退任(六件)

○ 公共測量の終了(七件)

○ 都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の中止

○ 特定調達公告

○ 入札公告

○ 落札者等の公告(五件)

告

示

千葉県告示第二百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
平成三十年五月十一日

名称及び代表者の氏名	所 在 地	千葉県知事
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長	千葉市中央区千葉港四番三三三号	鈴木 栄治
委託期間	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	

本宮敏雄

で

千葉県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。
平成三十年五月十一日

名 称	所 在 地	千葉県知事
公益社団法人地域医療振興協会 東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島三丁目四番三二二	鈴木 栄治
		認定の有効期限
		平成三十三年五月十日

千葉県告示第二百十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 免許の内容たるべき事項等
その一
- 2 公示番号 区第一号
- 3 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業 のり養殖業 漁 業 時 期
八月二十日から翌年四月三十日まで
- 4 漁場の位置 市川市塩浜地先
区域
ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点
イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点
ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区

漁業調整委員会に協議しなければならない。

- 6 地元地区 市川市押切、湊、末広、行徳駅前、入船、新浜、湊新田、香取、福栄、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻及び南行徳
- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二

- 1 公示番号 区第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	八月二十日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 市川市塩浜地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点

イ 北緯三五度三八分二九・七〇四七秒、東経一三九度五六分五七・四〇二一秒の点

ウ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分二二・六九三八秒の点

エ 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

5 地元地区 市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出

6 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三

- 1 公示番号 区第三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで

3 漁場の位置 木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域

ア 北緯三五度二六分三四・〇四六五秒、東経一三九度五六分五五・四四一〇秒の点

イ 北緯三五度二八分四二・二〇五〇秒、東経一三九度五六分五九・二五八〇秒の点
ウ 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点

エ 北緯三五度二六分三三・四五四五秒、東経一三九度五五分五六・〇三二七秒の点

(イ) 北緯三五度二七分二八・二〇六五秒、東経一三九度五六分五七・七三三七秒の点

(ロ) 北緯三五度二七分四四・七四六四秒、東経一三九度五六分五八・四三四〇秒の点

(ハ) 北緯三五度二七分四〇・一六七七秒、東経一三九度五六分三五・三〇三二秒の点

(ニ) 北緯三五度二七分二三・六二七八秒、東経一三九度五六分三四・六〇四二秒の点

制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その四

- 1 公示番号 区第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の名称	漁業時期
		漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで

3 漁場の位置 木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)から畔戸に至る地先

4 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点東二十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点東二十七号 北緯三五度二六分二九・三二三五秒、東経一三九度五五分五七・〇七七五秒の点
基点東二十八号 北緯三五度二五分五二・四七六四秒、東経一三九度五四分二〇・三五五八秒の点

ア 北緯三五度二七分四八・六〇七二秒、東経一三九度五五分三七・〇二一八秒の点

イ 北緯三五度二七分二二・六九四五秒、東経一三九度五五分五五・四九〇三秒の点

ウ 北緯三五度二六分七・四七四〇秒、東経一三九度五二分二八・一一六四秒の点
エ 北緯三五度二五分五二・二二八四秒、東経一三九度五二分二二・七四三四秒の点

<p>3 漁場の位置 木更津市江川地先</p>	<p>第一種区画漁業のり養殖業</p>	<p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p>	<p>漁業の名称及び漁業時期</p>	<p>漁業の種類</p>	<p>漁業の名称</p>																														
<p>オ 北緯三五度二四分四・八四八五秒、東経一三九度五一分五・九九七九秒の点 カ 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点 キ 北緯三五度二五分二二・五一五八秒、東経一三九度五三分三九・四八六二秒の点 ク 北緯三五度二五分二二・五一五八秒、東経一三九度五三分三九・四八六二秒の点 1 公示番号 区第五号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 3 漁場の位置 木更津市久津間地先 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点 イ 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点 ウ 北緯三五度二三分三七・三七九三秒、東経一三九度五二分四四・五一一八秒の点 エ 北緯三五度二三分四二・〇〇六九秒、東経一三九度五三分五・六三四七秒の点 オ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分七・〇七九四秒の点 カ 北緯三五度二四分一・四六八九秒、東経一三九度五三分四・五九二九秒の点 5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 6 地元地区 木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)、中島、瓜倉及び畔戸 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その五 1 公示番号 区第五号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 3 漁場の位置 木更津市久津間地先 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度二四分三五・五三五〇秒、東経一三九度五三分二八・九八九二秒の点 イ 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点 ウ 北緯三五度二三分三七・三七九三秒、東経一三九度五二分四四・五一一八秒の点 エ 北緯三五度二三分四二・〇〇六九秒、東経一三九度五三分五・六三四七秒の点 オ 北緯三五度二三分三九・一五二一秒、東経一三九度五三分七・〇七九四秒の点 カ 北緯三五度二四分一・四六八九秒、東経一三九度五三分四・五九二九秒の点 5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 6 地元地区 木更津市江川、岩根及び西岩根 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その七 1 公示番号 区第七号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 3 漁場の位置 木更津市中里地先 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯三五度二三分四三・一三〇五秒、東経一三九度五四分五・九一七四秒の点 イ 北緯三五度二三分四一・四〇九五秒、東経一三九度五四分一・三〇〇六秒の点 ウ 北緯三五度二三分二四・八九四七秒、東経一三九度五二分四七・九五二三秒の点 エ 北緯三五度二三分五・二五一四秒、東経一三九度五三分〇・三一四〇秒の点 オ 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点 カ 北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経一三九度五四分一・七二九二秒の点 5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 6 地元地区 木更津市中里 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p>																																				

その八

- 1 公示番号 区第八号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	のり養殖業	漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 3 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先
- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二三分二九・四五三九秒、東経一三九度五四分一一・七二九二秒の点

イ 北緯三五度二三分二〇・二九二五秒、東経一三九度五三分三八・六九九四秒の点

ウ 北緯三五度二三分五・二五一四秒、東経一三九度五三分〇・三一四〇秒の点

エ 北緯三五度二三分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分一五・三六五四秒の点

オ 北緯三五度二三分四八・一八四四秒、東経一三九度五三分五二・九二二八秒の点

カ 北緯三五度二三分四七・九五七九秒、東経一三九度五四分二・〇一八八秒の点

キ 北緯三五度二三分二・〇六一五秒、東経一三九度五四分三五・九九七四秒の点

ク 北緯三五度二三分七・三〇七〇秒、東経一三九度五四分三〇・九九四四秒の点

5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その九

1 公示番号 区第九号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	のり養殖業	漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 3 漁場の位置 木更津市久津間から新港に至る地先
- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二四分二二・七九二一秒、東経一三九度五二分四六・九一九二秒の点

イ 北緯三五度二四分四・八四八五秒、東経一三九度五二分五一・九九七九秒の点

ウ 北緯三五度二三分四一・六〇五三秒、東経一三九度五二分四一・〇一二三秒の点

エ 北緯三五度二三分四〇・七七二〇秒、東経一三九度五三分一五・三六五四秒の点

オ 北緯三五度二三分二四・八九四七秒、東経一三九度五二分四七・九五二三秒の点

5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十

1 公示番号 区第十号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	のり養殖業	漁業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 3 漁場の位置 富津市富津地先
- 4 漁場の区域 次の基点東四十四号、基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに基点東四十五号の四とカの点を結んだ線とによって囲まれた区域

基点東四十三号 北緯三五度一九分六・六九二八秒、東経一三九度四八分五八・七六六六秒の点

基点東四十四号 北緯三五度一九分五・三六八七秒、東経一三九度四八分五六・三五五四秒の点

基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分七・七五八三秒の点

ア 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経一三九度四八分四五・八一五九秒の点

イ 北緯三五度一九分三三・四三九五秒、東経一三九度四八分五一・二九一四秒の点

ウ 北緯三五度二〇分三八・二六〇四秒、東経一三九度四八分一一・一四七六秒の点

エ 北緯三五度一九分三七・八八三六秒、東経一三九度四八分四五・六八九四秒の点

オ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分五・〇〇〇〇秒の点

カ 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点

<p>5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。</p> <p>6 地元地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十四</p> <p>1 公示番号 区第十四号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>第一種区画漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 のり養殖業 八月二十日から翌年五月二十日まで</p> <p>3 漁場の位置 富津市湊から金谷に至る地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南七号、ア、イ、ウ、エ及び基点南十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点南七号 北緯三五度一四分三・一二八八秒、東経一三九度五二分一・六八三六秒の点</p> <p>基点南十四号 北緯三五度一〇分三四・四二五二秒、東経一三九度四八分五八・三一九二秒の点</p> <p>ア 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点</p> <p>イ 北緯三五度一分五三・四一九三秒、東経一三九度四八分四三・三〇四六秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度一分七・七二二二秒、東経一三九度四八分三二・九六六二秒の点</p> <p>エ 北緯三五度一〇分五七・六四八六秒、東経一三九度四八分四八・二〇四二秒の点</p> <p>5 制限又は条件 毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。</p> <p>6 地元地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十五</p> <p>1 公示番号 区第十五号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>第一種区画漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 わかめはえなわ式養殖 十月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>3 漁場の位置 安房郡鋸南町大六地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p>	
---	--

<p>ア 北緯三五度七分三三・六三二五秒、東経一三九度四九分五九・〇四〇五秒の点</p> <p>イ 北緯三五度七分三五・五四二五秒、東経一三九度四九分五二・三八〇一秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度七分三〇・八六九四秒、東経一三九度四九分五〇・五六八八秒の点</p> <p>エ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東経一三九度四九分五七・三四六七秒の点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十六</p> <p>1 公示番号 区第十六号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>第一種区画漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 わかめはえなわ式養殖 十月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度七分三三・二八〇四秒、東経一三九度四九分三〇・四五五九秒の点</p> <p>イ 北緯三五度七分四四・五四二七秒、東経一三九度四九分二六・七七二七秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度六分五五・五八九一秒、東経一三九度四九分二二・二三〇三秒の点</p> <p>エ 北緯三五度六分五四・三七四一秒、東経一三九度四九分二五・七八四九秒の点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その十七</p> <p>1 公示番号 区第十七号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>第一種区画漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 わかめはえなわ式養殖 十月一日から翌年四月三十日まで</p> <p>3 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東経一三九度四九分三二・六七八九秒の点</p> <p>イ 北緯三五度六分四九・七四八六秒、東経一三九度四九分二一・六八七四秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東経一三九度四九分二〇・三三六七秒の点</p> <p>エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東経一三九度四九分三一・四二〇一秒の点</p>	
--	--

5	制限又は条件	なし
6	地元地区	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その十八		
1	公示番号	区第十八号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称 漁業の名称 漁業の時期
3	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで
4	漁場の位置	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
5	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
6	地元地区	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その十九		
1	公示番号	区第十九号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称 漁業の名称 漁業の時期
3	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで
4	漁場の位置	安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
5	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
6	地元地区	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十		
1	公示番号	区第二十号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称 漁業の名称 漁業の時期
3	第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖 十月一日から翌年四月三十日まで
4	漁場の位置	安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先
5	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
6	地元地区	安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その二十一		
1	公示番号	区第二十一号
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称 漁業の名称 漁業の時期
3	第一種区画漁業	こんぶはえなわ式養殖 十月一日から翌年六月三十日まで
4	漁場の位置	南房総市小浦地先
5	漁場の区域	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
6	地元地区	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十二

- 1 公示番号 区第二十二号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

- 3 漁場の位置 南房総市小浦地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四分五一・六〇四四秒、東経一三九度五〇分一一・二〇六五秒の点

イ 北緯三五度四分五一・六二六一秒、東経一三九度五〇分一〇・一九五〇秒の点

ウ 北緯三五度四分四八・七二一〇秒、東経一三九度五〇分九・九四〇三秒の点

エ 北緯三五度四分四八・六一八二秒、東経一三九度五〇分一一・〇二一八秒の点

- 5 制限又は条件 なし

- 6 地元地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十三

- 1 公示番号 区第二十三号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

- 3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三九・一四四七秒、東経一三九度四八分五六・四五二〇秒の点

イ 北緯三五度二分四八・七八九九秒、東経一三九度四八分五八・〇六三五秒の点

ウ 北緯三五度二分四七・二〇八四秒、東経一三九度四九分九・五四五五秒の点

エ 北緯三五度二分三七・六七五一秒、東経一三九度四九分八・三六二六秒の点

- 5 制限又は条件 なし

- 6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十四

- 1 公示番号 区第二十四号

その二十五

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- 3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分五・五〇〇〇秒の点

イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点

ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点

エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分三・五〇〇〇秒の点

- 5 制限又は条件 なし

- 6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十六

- 1 公示番号 区第二十六号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

- 3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分五・五〇〇〇秒の点

イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点

ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点

エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分三・五〇〇〇秒の点

- 5 制限又は条件 なし

- 6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二十七

- 1 公示番号 区第二十七号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

- 3 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分五・五〇〇〇秒の点

イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点

ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点

エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分三・五〇〇〇秒の点

- 5 制限又は条件 なし

- 6 地元地区 南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖	漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
1	公示番号	区第二十七号	
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
3	漁場の位置	館山市船形地先	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三四度五五分三二・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・二〇〇〇秒の点		
イ	北緯三四度五五分三二・八〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・七〇〇〇秒の点		
ウ	北緯三四度五五分三二・三〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・九〇〇〇秒の点		
エ	北緯三四度五五分三一・六〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・四〇〇〇秒の点		
5	制限又は条件	なし	
6	地元地区	館山市船形、川名、那古、正木、八幡、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀	
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十七			

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえなわ式養殖	漁業	十月一日から翌年四月三十日まで
1	公示番号	区第二十八号	
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
3	漁場の位置	館山市相浜地先	
4	漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三四度五五分四三・四一三一秒、東経一四〇度六分三二・四一七二秒の点		
イ	北緯三四度五五分四八・〇六七〇秒、東経一四〇度六分三〇・六八七〇秒の点		
ウ	北緯三五度五分四七・一五四三秒、東経一四〇度六分二六・九四三〇秒の点		
エ	北緯三五度五分四二・四五〇三秒、東経一四〇度六分二八・七二六一秒の点		
5	制限又は条件	なし	
6	地元地区	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町	
7	存続期間	平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十九			

その三十

- 1 公示番号 区第三十一号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
業	わかめはえなわ式養殖	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 勝浦市松部地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度八分二四・六八一六秒、東経一四〇度一七分二七・五三一〇秒の点
イ 北緯三五度八分一八・六一四一秒、東経一四〇度一七分三〇・〇七二七秒の点
ウ 北緯三五度八分一八・三五〇〇秒、東経一四〇度一七分四一・〇二八八秒の点
エ 北緯三五度八分二五・九七七三秒、東経一四〇度一七分三四・五九一一秒の点

- 5 制限又は条件 なし
6 地元地区 勝浦市松部及び串浜
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その三十一

- 1 公示番号 区第三十二号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
業	わかめはえなわ式養殖	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 勝浦市串浜地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度八分五八・二〇八四秒、東経一四〇度一七分五一・七一五八秒の点
イ 北緯三五度九分〇・四三七四秒、東経一四〇度一八分〇・二一九一秒の点
ウ 北緯三五度九分三・二五六五秒、東経一四〇度一七分五八・四七四七秒の点
エ 北緯三五度九分〇・一四一一秒、東経一四〇度一七分五〇・九九九九秒の点

- 5 制限又は条件 なし
6 地元地区 勝浦市松部及び串浜

- 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その三十二

- 1 公示番号 区第三十三号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
業	わかめはえなわ式養殖	わかめはえなわ式養殖	十月一日から翌年四月三十日まで
業	こんぶはえなわ式養殖	こんぶはえなわ式養殖	十月一日から翌年六月三十日まで

- 3 漁場の位置 勝浦市松部地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度八分三四・一一一〇秒、東経一四〇度一七分三四・二二六五秒の点
イ 北緯三五度八分三六・八一五八秒、東経一四〇度一七分三四・八六一九秒の点
ウ 北緯三五度八分三八・一〇二三秒、東経一四〇度一七分三一・〇一〇七秒の点
エ 北緯三五度八分三三・八八八八秒、東経一四〇度一七分三〇・八〇七八秒の点

- 5 制限又は条件 なし
6 地元地区 勝浦市松部及び串浜
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その三十三

- 1 公示番号 区第一号
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

定置漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
業	あじ定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 富津市金谷地先

- 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度九分三八・五八七六秒、東経一三九度四八分五一・九三一六秒の点
イ 北緯三五度九分三七・四六七七秒、東経一三九度四八分一六・八七七三秒の点
ウ 北緯三五度九分二二・二二〇九秒、東経一三九度四八分一八・一六四五秒の点
エ 北緯三五度九分二六・〇二五七秒、東経一三九度四八分五五・二六三六秒の点
オ 北緯三五度九分三八・三九八二秒、東経一三九度四八分四五・九九五六秒の点
カ 北緯三五度九分二五・四二六八秒、東経一三九度四八分四九・四三七一秒の点

- 5 制限又は条件 ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下五メートル以上沈下させて設置しな

ければならない。

6 地元地区 富津市金谷、萩生、竹岡及び湊

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十四

1 公示番号 定第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

定置漁業	あじ定置漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 安房郡鋸南町吉浜地先

4 漁場の区域 次の基点南二十号、ア、イ、ウ及び基点南二十号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点南二十号 北緯三五度八分八・四六二四秒、東経一三九度四九分四八・一六七二秒の点

ア 北緯三五度八分四・〇四八二秒、東経一三九度四八分五七・〇九三三秒の点

イ 北緯三五度七分四七・六五五六秒、東経一三九度四八分五九・〇〇二九秒の点

ウ 北緯三五度七分五七・一六六四秒、東経一三九度四九分四九・六一二九秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 安房郡鋸南町大六、吉浜、大帷子、保田及び元名

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十五

1 公示番号 定第三号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

定置漁業	あじ定置漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島及び勝山地先

4 漁場の区域 次の基点南二十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点南二十二号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点南二十二号 北緯三五度六分五二・六七二六秒、東経一三九度四九分二二・四二一八秒の点

ア 北緯三五度六分五九・八五〇三秒、東経一三九度四九分二四・〇五三一秒の点

イ 北緯三五度七分五・三八三六秒、東経一三九度四八分五二・〇四九九秒の点

ウ 北緯三五度六分五一・一六八一秒、東経一三九度四八分四九・九二九八秒の点

エ 北緯三五度六分四五・八三三一秒、東経一三九度四九分二〇・九五五一秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十六

1 公示番号 定第四号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

定置漁業	あじ定置漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 南房総市小浦地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度四分三六・六五九七秒、東経一三九度四九分一五・九〇一三秒の点

イ 北緯三四度四分四九・八五五〇秒、東経一三九度四八分二六・九六四二秒の点

ウ 北緯三四度四分三三・九五七一秒、東経一三九度四八分二一・四二五八秒の点

エ 北緯三四度四分二三・三三九八秒、東経一三九度四九分一一・三六八〇秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、大掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十七

1 公示番号 定第五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

定置漁業	ぶり定置漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
		漁業	漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 館山市浜田地先

4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点

イ 北緯三四度五九分三六・一四四六秒、東経一三九度四八分一一・四〇二六秒の点

ウ 北緯三四度五九分三二・七九八一秒、東経一三九度四七分三九・四六二五秒の点

エ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分六・二一四五秒の点

5 制限又は条件 なし

6 地元地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十八

<p>5 制限又は条件 なし</p> <p>エ 北緯三四度五八分三〇・六八九〇秒、東経一三九度五八分二五・三二三四秒の点</p> <p>ウ 北緯三四度五八分二二・二三八四秒、東経一三九度五九分一七・九一三八秒の点</p> <p>イ 北緯三四度五七分五九・七四四四秒、東経一三九度五九分一一・七一一三秒の点</p> <p>ア 北緯三四度五八分一七・六六〇四秒、東経一三九度五八分二三・〇二八九秒の点</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>3 漁場の位置 南房総市千倉町瀬戸地先</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>1 公示番号 定第七号</p>	<table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> <tr> <td>あじ定置漁業</td> <td></td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	あじ定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで	<p>1 公示番号 定第六号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>3 漁場の位置 館山市波左間地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南四十五号、ア、イ、ウ及び基点南四十五号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点南四十五号 北緯三四度五八分三二・六〇八五秒、東経一三九度四七分〇・一六四七秒の点</p> <p>ア 北緯三四度五八分三六・八八四四秒、東経一三九度四七分二一・二一八八秒の点</p> <p>イ 北緯三四度五九分二〇・二九七七秒、東経一三九度四六分五八・六一八三秒の点</p> <p>ウ 北緯三四度五九分一六・〇五〇三秒、東経一三九度四六分三七・一八一一秒の点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 館山市波左間</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その三十九</p>
漁業種類	漁業の名称	漁業時期						
あじ定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで						
<p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その四十二</p> <p>エ 北緯三四度五九分一九・九四五五秒、東経一三九度五九分二七・七七一五秒の点</p> <p>ウ 北緯三四度五九分四六・二九〇五秒、東経一三九度五九分四〇・〇七二六秒の点</p> <p>イ 北緯三四度五九分二四・九七八八秒、東経一四〇度〇分三八・三七五二秒の点</p> <p>ア 北緯三四度五八分五八・八六八〇秒、東経一四〇度〇分二三・五一一九秒の点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 南房総市和田町</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その四十一</p>	<table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> <tr> <td>ぶり定置漁業</td> <td></td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	ぶり定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで	<p>1 公示番号 定第八号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>3 漁場の位置 南房総市千倉町白子地先</p> <p>4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三四度五八分五八・八六八〇秒、東経一四〇度〇分二三・五一一九秒の点</p> <p>イ 北緯三四度五九分二四・九七八八秒、東経一四〇度〇分三八・三七五二秒の点</p> <p>ウ 北緯三四度五九分四六・二九〇五秒、東経一三九度五九分四〇・〇七二六秒の点</p> <p>エ 北緯三四度五九分一九・九四五五秒、東経一三九度五九分二七・七七一五秒の点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 地元地区 南房総市千倉町及び白子</p> <p>7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その四十一</p>
漁業種類	漁業の名称	漁業時期						
ぶり定置漁業		一月一日から十二月三十一日まで						

1 公示番号 定第十号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
1 公示番号 定第十一号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
3 漁場の位置 鴨川市磯村地先	3 漁場の位置 鴨川市磯村地先
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
5 制限又は条件 なし	5 制限又は条件 なし
6 地元地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、栗斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来	6 地元地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、栗斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その四十三	その四十三

1 公示番号 短共第一号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
1 公示番号 短共第二号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
3 漁場の位置 市川市塩浜地先	3 漁場の位置 市川市塩浜地先
4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
5 制限又は条件 なし	5 制限又は条件 なし
6 関係地区 市川市	6 関係地区 市川市
7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで	7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
その四十五	その四十五

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	おごり漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まがし漁業	まがし漁業	"
	はまぐり漁業	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	ばかがい漁業	"
	しおふき漁業	しおふき漁業	"
	ほんびのすがい漁業	ほんびのすがい漁業	"
	えむし漁業	えむし漁業	"
第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業		八月二十日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 浦安市目の出及び明海地先
 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点

イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点

ウ 北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点

エ 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点

5 制限又は条件 なし
 6 地元地区 市川市
 7 存続期間 平成三十年八月二十日から平成三十一年四月三十日まで

その五十六
 1 公示番号 区第三十四号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 木更津市吾妻地先
 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度二三分一七・四一一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点

イ 北緯三五度二三分一七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点

ウ 北緯三五度二三分一三・〇五〇六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点

エ 北緯三五度二三分一二・九四三〇秒、東経一三九度五四分四三・四五五九秒の点

5 制限又は条件 港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。

6 地元地区 木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、

文京、幸町、桜町及び貝渚

7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 備考 4 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

二 免許予定日 その一からその四十六まで及びその五十六にあつては平成三十年九月一日、その四十七からその五十五までにあつては同年八月二十日

三 申請期間 平成三十年六月四日から七月十三日まで

千葉県告示第二百二十号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。

平成三十年五月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等
 その一

1 公示番号 内区第一号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
 4 漁場の区域 いすみ市日在字上人塚地先の水門下流端の線から同市岬町和泉字三軒屋二ノ瀬地先の若潮橋上流端の線までの三軒屋川

5 制限又は条件 毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。

6 地元地区 いすみ市
 7 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その二
 1 公示番号 内区第二号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	あおのり養殖業	九月一日から翌年四月三十日まで

3 漁場の位置 いすみ市岬町和泉及び岬町江場土地先
 4 漁場の区域 いすみ市岬町和泉字棚場三、三四六番地の六一地先の棚場水門下流端の線から次の基点八号と基点十一号を結ぶ線までの旧夷隅川残存水面
 基点八号 いすみ市岬町和泉字中州地先の夷隅川河口導流堤上流端(夷隅川左

千葉県報

号外
令和4年4月26日

主要目次

○ 千葉県漁業計画の内容等

告示

千葉県告示第二百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により千葉県漁業計画を定めたので、千葉県漁業計画の内容及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和四年四月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

第一 千葉県漁業計画の内容

一 漁業権に関する事項

その一

- 1 公示番号 短共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
おごり漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

- もがい漁業
- はまぐり漁業
- あさり漁業
- ばかがい漁業
- しおふき漁業
- ほんびのすがい漁業
- えむし漁業

第二種共同漁業

雑魚固定式さし網漁業

5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで

6 関係地区 市川市

7 条件 なし

その二

- 1 公示番号 短共第二号
- 2 漁場の位置 船橋市地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一三九度五七分三八・六五五六秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点
 - エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	"
	かき漁業	"
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	しおふき漁業	"
	ほんびのすがい漁業	"
	えむし漁業	"
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

その四	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
					えむし漁業	〃
その三	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
					もがい漁業	〃
その二	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第一種共同漁業	かき漁業	〃
					はまぐり漁業	〃
その一	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第一種共同漁業	あさり漁業	〃
					ばかがい漁業	〃
その一	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第一種共同漁業	しおふき漁業	〃
					ほんびのすがい漁業	〃
その一	7 条件 なし	6 関係地区 船橋市	5 存続期間 令和四年九月一日から令和五年八月三十一日まで	第一種共同漁業	えむし漁業	〃
					雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

その五	8 条件 なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
						漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期
その四	8 条件 なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
						漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期
その三	8 条件 なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
						漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期
その二	8 条件 なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
						漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期
その一	8 条件 なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで	第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
						漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	のり養殖業		八月二十日から翌年四月三十日まで

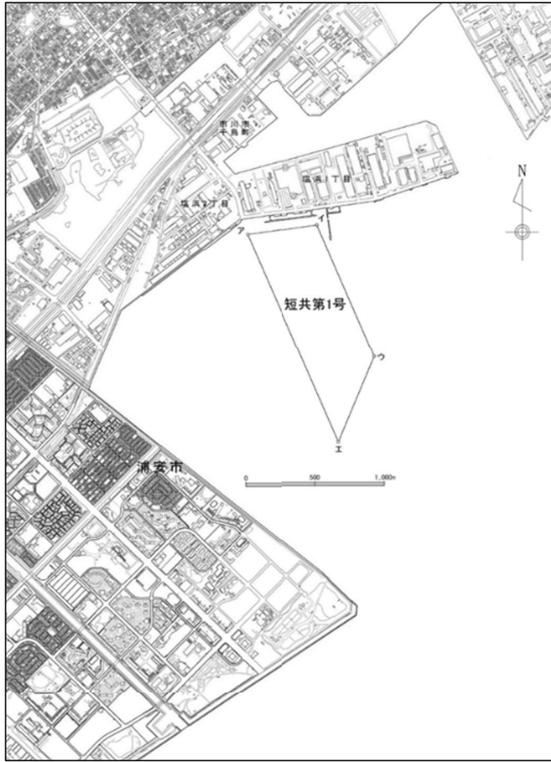
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
 エ 北緯三五度四〇分四〇・九二七七秒、東経一三九度五六分四一・四五二四秒の点
 ウ 北緯三五度四〇分三二・三一二七秒、東経一三九度五六分四六・九二五八秒の点
 イ 北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一三九度五六分四〇・七七三六秒の点
 ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点
 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 2 漁場の位置 市川市本行徳地先
 1 公示番号 短区第三号
 その六
 8 条件 なし
 7 関係地区 市川市
 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで
 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 市川市
 2 条件 なし
 その七
 1 公示番号 短区第四号
 2 漁場の位置 市川市本行徳地先
 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯三五度四〇分四二・二二二九秒、東経一三九度五六分三五・六五八四秒の点
 イ 北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点
 ウ 北緯三五度四〇分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒の点
 エ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点

第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
	のり養殖業		八月二十日から十二月三十一日まで

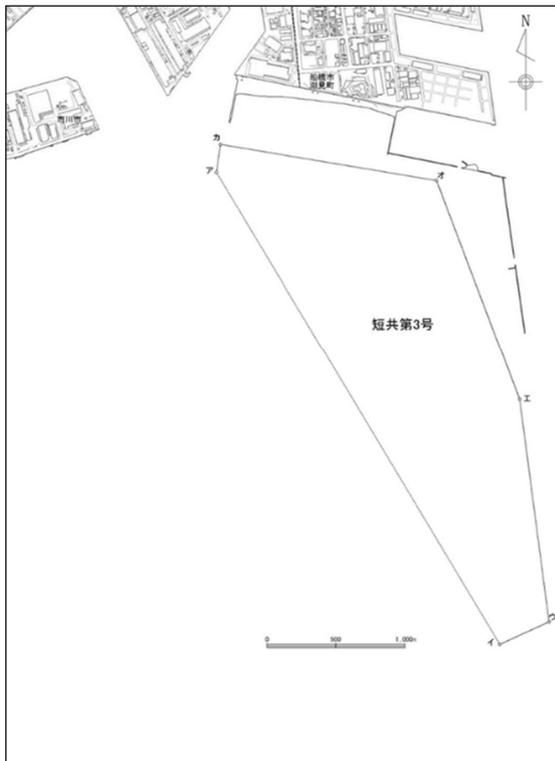
4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
 エ 北緯三五度四〇分二二・五七九九秒、東経一三九度五七分七・二五九六秒の点
 ウ 北緯三五度四〇分二一・二九三七秒、東経一三九度五七分四・二八〇五秒の点
 イ 北緯三五度四〇分三八・三三三二秒、東経一三九度五六分五二・七〇二九秒の点
 ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点
 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 2 漁場の位置 市川市高谷新町地先
 1 公示番号 短区第五号
 その八
 8 条件 なし
 7 関係地区 市川市
 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 5 存続期間 令和四年八月二十日から十二月三十一日まで
 4 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 市川市
 2 条件 なし
 その九
 1 公示番号 短区第六号
 2 漁場の位置 市川市高谷新町地先
 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯三五度四〇分五二・七三七三秒、東経一三九度五六分四七・三六二八秒の点
 イ 北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東経一三九度五六分四四・七八八八秒の点

ウ	北緯三五度四〇分四五・三三一三秒、東経一三九度五六分四八・四八六九秒の点
エ	北緯三五度四〇分四六・六八一一秒、東経一三九度五六分五一・四三四九秒の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
第一種区画漁業	漁業の種類、漁業の名称、漁業の時期
のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十一日まで
5	存続期間 令和四年八月二十日から十二月三十一日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
7	関係地区 市川市
8	条件 なし
その十	
1	公示番号 短区第七号
2	漁場の位置 船橋市地先
3	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
イ	北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点
ウ	北緯三五度三八分二〇・〇〇九七秒、東経一三九度五八分一九・六〇二五秒の点
エ	北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三九九秒の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の種類	漁業の名称、漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業
のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
5	存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
7	関係地区 船橋市
8	条件 なし
その十一	
1	公示番号 短区第八号
2	漁場の位置 船橋市地先
3	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の

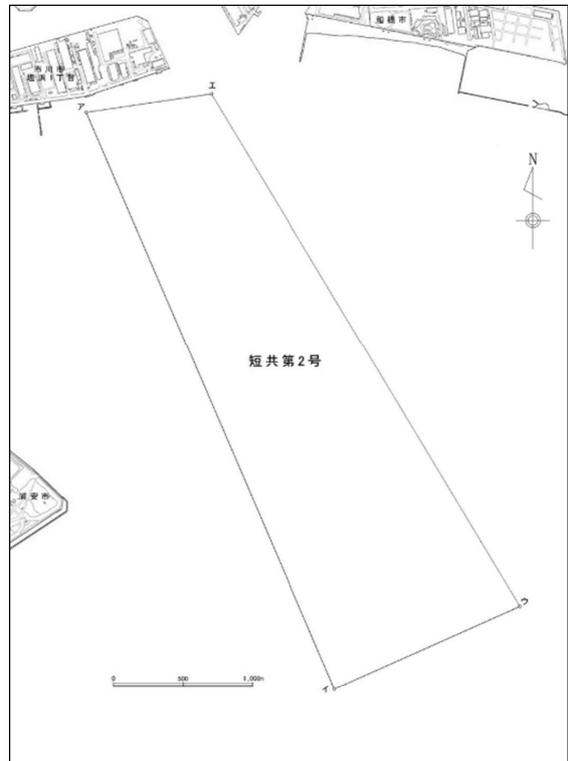
イ	北緯三五度三八分二六・六一一秒、東経一三九度五八分三三・四六七八秒の点
ウ	北緯三五度三八分三六・八五六六秒、東経一三九度五八分五四・八八四一秒の点
エ	北緯三五度三八分四九・三一二七秒、東経一三九度五八分五四・七〇〇八秒の点
オ	北緯三五度三九分六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点
カ	北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点
キ	北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の種類	漁業の名称、漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業
のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
5	存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで
6	個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
7	関係地区 船橋市
8	条件 なし
その十二	
1	公示番号 短区第九号
2	漁場の位置 浦安市日の出及び明海地先
3	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア	北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点
イ	北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点
ウ	北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点
エ	北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点
4	漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の種類	漁業の名称、漁業の時期
第一種区画漁業	のり養殖業
のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで



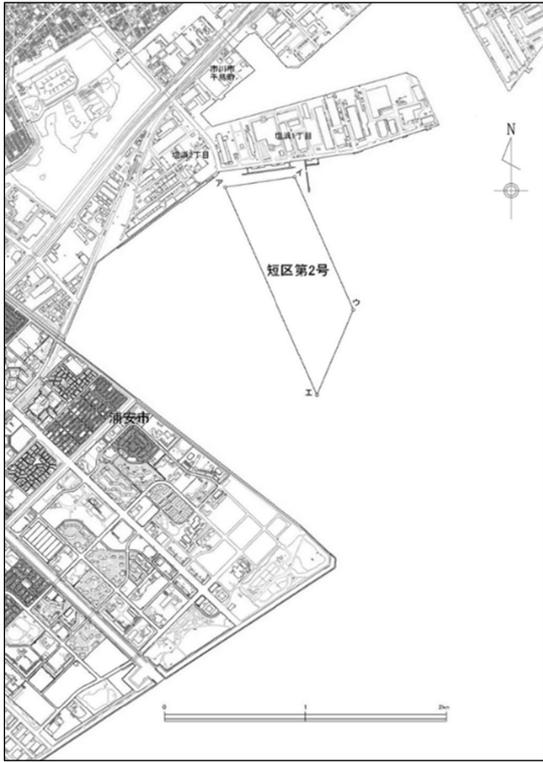
- 二 漁場図
- 1 短共第一号
- 5 存続期間 令和四年八月二十日から令和五年四月三十日まで
 - 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - 7 関係地区 市川市
 - 8 条件 なし
- 備考 3 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。
- 二 保全沿岸漁場に関する事項
 - 設定なし
- 第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項
- 一 漁業法第六十四条第四項の規定により聴いた千葉県漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
 - 1 意見の概要
 - 原案に異議なし
 - 2 当該意見の処理の結果
 - 当該意見を踏まえて千葉県海区漁場計画の案のとおり千葉県海区漁場計画を定めることとした。



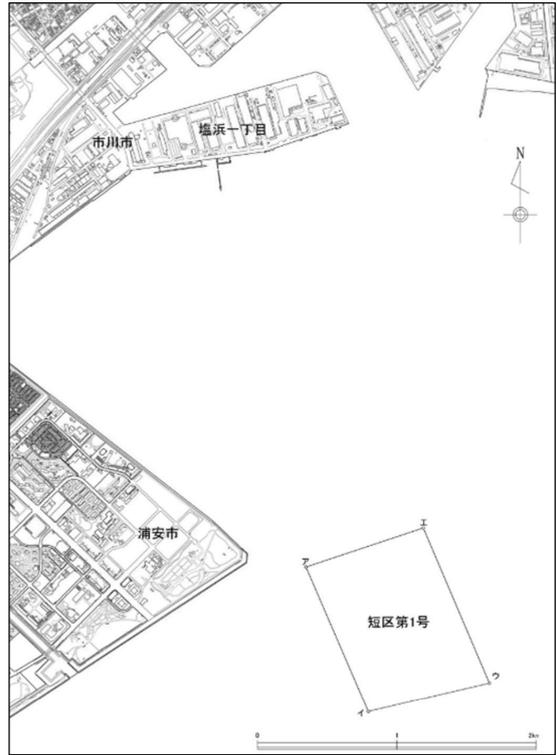
3 短共第三号



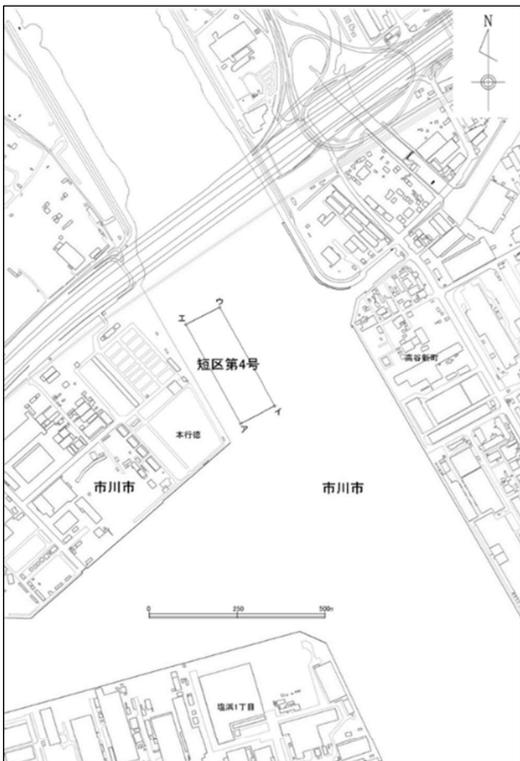
2 短共第二号



5 短区第二号



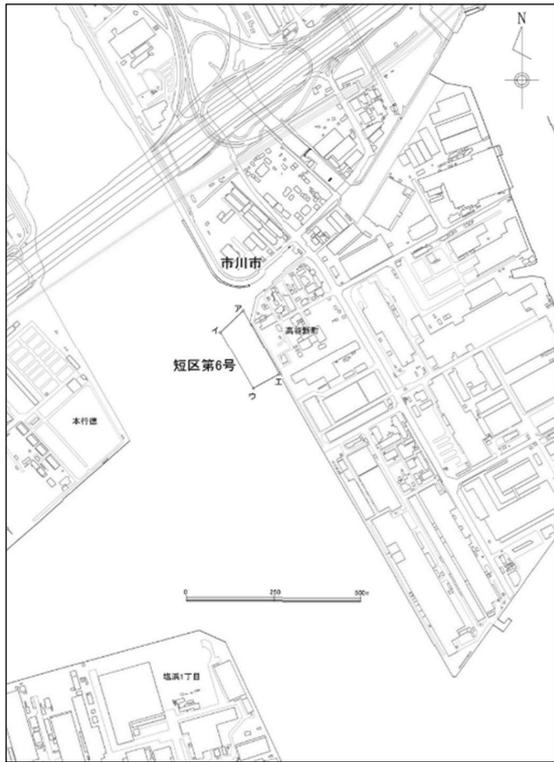
4 短区第一号



7 短区第四号



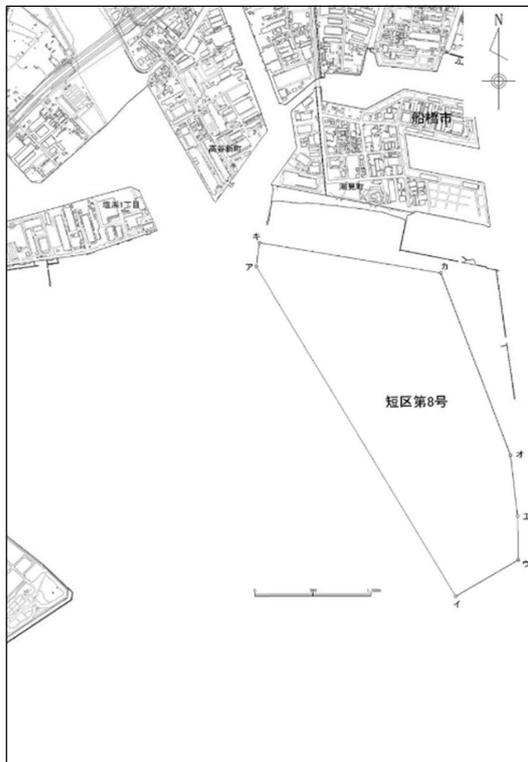
6 短区第三号



9 短区第六号



8 短区第五号

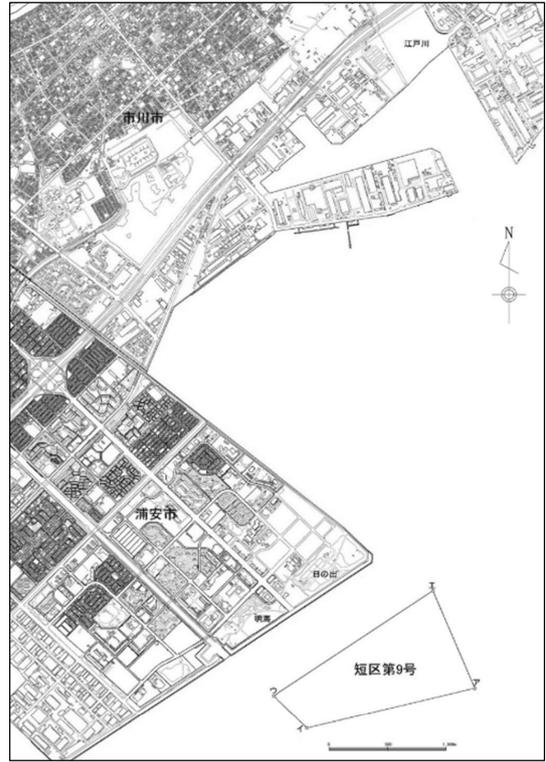


11 短区第八号



10 短区第七号

12 短区第九号



備考 1から12までの漁場図は、国土地理院発行二万五千分の一地形図を加工して作成した。

第三 漁業の免許予定日

短共第一号から短共第三号までに係る漁業にあつては令和四年九月一日、短区第一号から短区第九号までに係る漁業にあつては同年八月二十日

第四 漁業の免許の申請期間

令和四年六月一日から七月一日まで

購読料 本号 一部 二四円

発行者 購読申込先 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八